

「東北観光フリーパス」 周遊プラン

ご注意いただきたい走行例

東日本高速道路(株)東北支社

「東北観光フリーパス」 周遊プランをご利用いただく際には、①利用期間 及び ②走行区間の2点にご注意ください。

①利用期間の注意点

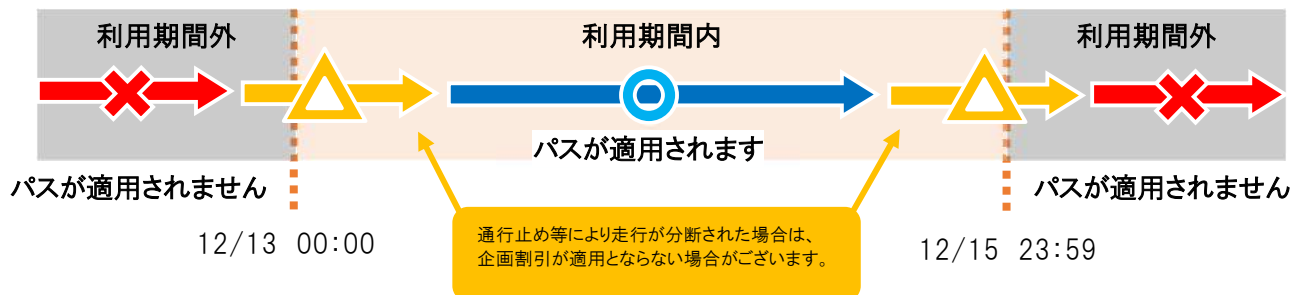
各走行の走行区間および時間の判定は、入口料金所および出口料金所の通過をもって行います。

利用開始日・利用終了日の前後の時間帯に走行する場合には、料金所通過時刻にご注意ください。

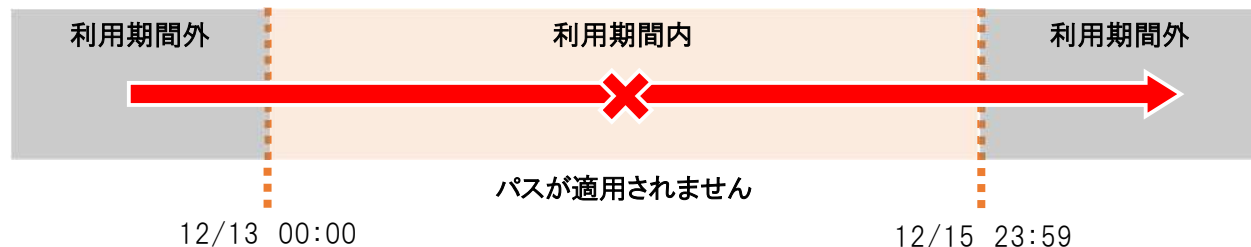
本線料金所を通過した場合には、本線料金所を境として別々の走行と判定し、本線料金所がそれぞれの走行の入口料金所または出口料金所となります。

通行止めによって高速道路を降りることを余儀なくされた場合を除き、高速道路を乗り降りした場合には、その前後の走行をそれぞれ一走行として判定いたします。なお、利用開始日以前に走行を開始し、通行止め等により走行が分断され、入口IC及び出口ICの通過時刻が企画割引利用開始日以前となった場合、もしくは、利用終了日以前に走行を開始し、通行止め等により走行が分断され、最終走行の入口IC及び出口ICの通過時刻が企画割引利用終了日以降となった場合は、当該企画割引が適用されない場合がございます。ご請求内容をご確認いただき、疑義がある場合は、弊社お客さまセンターまでお問い合わせください。

《例》 3日間プラン(12/13～12/15)にお申込みの場合



(入口料金所:利用期間外 → 出口料金所:利用期間外)



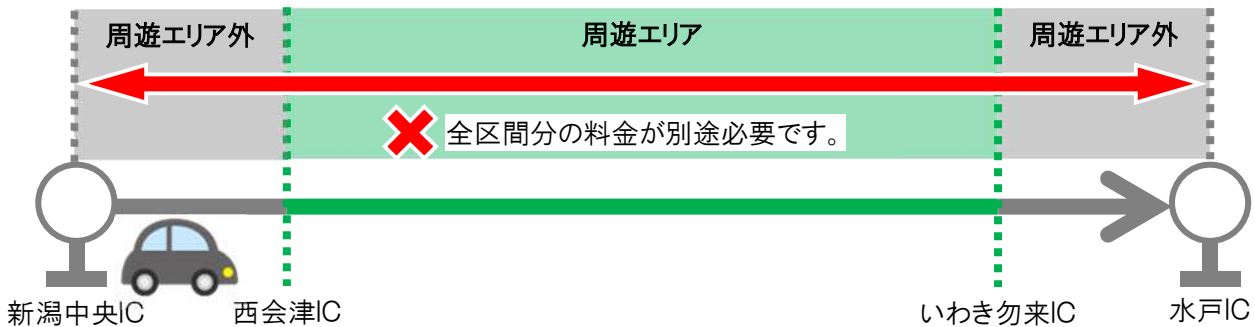
②走行区間の注意点

乗り降りともに周遊エリア外を利用された場合、途中周遊エリアを走行されていても、本商品の対象となりませんのでご注意ください。(ご利用された全区間の料金を請求させていただきます。)乗り降りどちらかが周遊エリア外を利用された場合は、エリア外の区間料金のみ別途請求させていただきます。

◆周遊エリア外の料金所から、周遊エリアを通過して周遊エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。

《例》

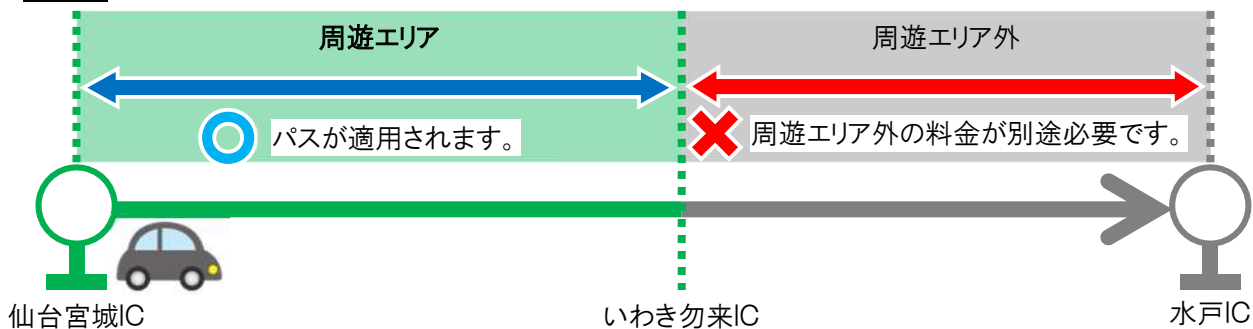


◆周遊エリア内の料金所から、周遊エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア外の走行部分について、別途料金が発生します。

(周遊エリアと周遊エリア外との境界部分で一旦降りて乗り直す必要はありません。)

《例》



◆周遊エリア外の料金所から、周遊エリア内の料金所まで走行した場合

周遊エリア外の走行部分について、別途料金が発生します。

(周遊エリアと周遊エリア外との境界部分で一旦降りて乗り直す必要はありません。)

《例》

